

## TAMOKU ギャラリー利用規約

この利用規約（以下、本規約という）は、東大阪市立市民多目的センター（以下、当センターという）指定管理者 NPO 法人トイボックス（以下、当法人という）が、市民の生涯学習活動の振興と文化教育向上を図るために取り組む自主事業「TAMOKU ギャラリー」（以下、当事業という）において、本規約第 1 条に規定する利用者が作品を出展し展示会を開催する場合に共通して適用されます。

### 第1条（利用者）

利用者とは、本規約に同意し、出展エントリーを完了したもの（個人または法人その他団体）とします。

### 第2条（開催主旨）

当センターの設置目的「市民の生涯学習活動の振興と文化教育の向上を図る」ため、当事業を開催します。

### 第3条（開催主旨留意事項）

1. 主催者として当法人は展示会成功にあたっての利用者の活動を支援し協力します。
2. 利用者は、展示会開催にあたる企画運営について、施設の利用規則や当事業担当者の指示に従って自発的に協力すること。
3. 来場者に対して、安心・安全に配慮した案内を実施し、設置目的を理解した接遇につとめること。

### 第4条（出展エントリー）

1. 出展エントリーは、当法人が定める方法で申し込みを行い、当事業担当者または施設管理者が審査・承認することで完了します。
2. 出展作品は、絵画・陶芸・写真・書道などの芸術作品や映像作品を指します。  
以下に該当する場合、出展エントリーを承認しません。
  - (1) 青少年の成育に害を及ぼすとみなされるとき。
  - (2) 批判・中傷・差別に繋がるとみなされるとき。
  - (3) 既製品等、出展者に著作権が無い作品が出展されるとき。
  - (4) 生け花の様な水分を含む作品が出展されるとき。
  - (5) 利用者が販売業者（画商など）であるとき。
  - (6) 作品やその展示方法、持込備品により安全性が確保されない恐れがあるとき。
  - (7) そのほか、公序良俗に反するなど当事業担当者が不適切と判断したとき。

### 第5条（申込方法）

出展エントリーシートに必要事項を記入し、3階事務室に直接、または FAX・メール・郵送などにより提出すること。なお提出期日は、展示会希望実施月の 3 カ月前の 20 日までとします。ただし、施設の空き状況によってはその限りではありません。

## 第6条（利用期間）

当事業として利用できる期間は、準備日および撤収日を含め1日以上10日までとします。  
なお休館日は含みません。

## 第7条（広報）

1. 利用者は、当事業の広報（市政だよりへの記事掲載、当センターWEB サイトまたは SNS、館内掲示等）について理解し、必要書類や画像提供に協力するものとします。
2. チラシやポスター、DM などを利用者が作成するときは、入稿前に当事業担当者まで原稿を送付し、確認を取ること。
3. 展示会期間中、広報および市への報告用として、会場内や作品を撮影することがあることについて、予め留意すること。
4. 広報にあたって集約した個人情報、当法人が適切に管理し、原則として当事業以外で使用しません。また、著作権・肖像権を有する画像等の管理・取扱いについても同様とします。

## 第8条（展示会場）

当事業における展示会場は、当センター3階中会議室2（46.2 m<sup>2</sup>）とします。

※中会議室2：6.8m×6.8m。床から天井まで約2.6m。

## 第9条（打合せ）

展示会の約1カ月前に具体的な展示内容について当事業担当者と打合せを行うこと。主な内容、打合せに必要な事項は以下のとおりとします。

- (1) 日程・開催時間、および搬入搬出方法
- (2) 会場レイアウト
- (3) 展示作品一覧
- (4) 作家在廊日時、体験会の実施など
- (5) 当日の掲示物や配布物
- (6) 準備品・貸出備品・持込品の確認
- (7) そのほか特記事項

## 第10条（内容変更）

打合せ後、内容の変更がある場合は、展示会準備日の7日前までに当事業担当者宛に報告すること。

## 第11条（利用料金）

会場の利用料金は以下のとおりとします。

- ・1日（9:00～20:00 まで）・・・500 円（通常基本料金：3,200 円）
- ・1週間・・・・・・・・・・2,500 円（通常基本料金：19,200 円）

ただし、準備・撤収のみで1日を使用する場合は無料とします。

支払いは、展示会の撤収後に現金のみで受け付けます。

## 第12条（そのほか料金）

利用にあたっての搬入・設営・出展・撤去・搬出等に伴う諸費用は、利用者負担とします。

## 第13条（会場の下見・見学）

会場の下見・見学は事前に事業担当者に相談すること。見学の時間は10分程度までとし、それ以上かかる場合は、利用申請手続きを行い該当する施設料を徴収します。

## 第14条（管理体制）

展示期間中は、事務室スタッフが他施設の管理と併せて定期的に巡回し、会場の監視・警備を行います。利用者、またはその関係者が在廊し管理にあたる場合は、来場者の安全管理につとめ、事前にその日時・人数・氏名等を当事業担当者に知らせることとします。

## 第15条（展示レイアウト）

1. レイアウトは利用者が決定すること。
2. 来場者の動線に配慮し、安全に鑑賞できるよう工夫すること。
3. 既設の有孔ボードは移動できません。

## 第16条（搬入出および設営・撤収）

1. 搬入および搬出は、開館時間内に行うものとしますが、終了後に事業担当者が安全確認を行うため、いずれも20時まで完了すること。
2. 設営・撤収は、安全管理のため必ず当事業担当者の監督のもとで行うこと。
3. 貸出備品は原状復帰の上、必ず返却すること。
4. 当センター専用の駐車場はありません。予め近隣の有料駐車場を確認すること。
5. 搬入出専用のエレベーターはありません。

## 第17条（貸出備品詳細）

- (1) 椅子・・・23脚
- (2) 折り畳み机・・・9台（W180cm×D45cm×H70cm）
- (3) 有孔ボード・・・9台（北側3台、東側6台。1台のサイズ幅91cm高さ182cm。）
- (4) 有孔ボード用フック・・・20個
- (5) 可動式パーテーション・・・2台程度（1台（W90cm+120cm+90cm）×H180cm）
- (6) 可動式パーテーション用フック・・・5個
- (7) 展示用ワイヤー
- (8) 白布
- (9) イーゼル
- (10) その他

## 第18条（芳名帳）

1. 芳名帳は利用者で用意すること。
2. 芳名帳には、個人情報の収集目的を必ず明記し、第三者から見えないようにするなど、個人情報保護に配慮すること。

#### 第19条（破損・汚損・盗難・ケガなど）

展示会期間中に万が一、作品の破損・汚損・盗難・怪我があっても、当法人は一切責任を負いません。また貸出備品を破損・汚損してしまった場合、利用者の弁償となる場合があります。

#### 第20条（アンケート）

展示会期間中に、今後の当事業運営の参考として、利用者および来場者にアンケートを実施します。

#### 第21条（感染症拡大防止対策）

マスクの着用など、当センターが実施する各感染症拡大防止対策に協力すること。

#### 第22条（展示会の中止）

天災など不可抗力により、施設の安全性が認められない場合、また会館の管理運営に問題が起きた場合は、会館管理者の判断により展示会を中止します。

#### 第23条（禁止事項）

以下の行為などが見られた場合、当事業担当者の判断で展示会を即時中止します。

1. 火気等危険物の持込み、および会場内での使用。
2. 壁や備品の塗装剥がれ等、現状復帰不可能な破損が見込まれるテープ類の使用。
3. 来場者、そのほか施設の利用者、職員等に対する暴言や暴力行為。
4. そのほか当事業担当者、または会館管理者が許可しない行為。

#### 第24条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈上の疑義等が生じた場合、当法人及び利用者は、信義誠実の原則に従って協議の上、速やかに解決を図るものとします。

制定：2022年8月21日

東大阪市立市民多目的センター  
指定管理者特定非営利活動法人トイボックス